

# SBJトラベル K デビット利用規定

## 第1条 適用範囲

お客さまは、本規定が、株式会社 SBJ銀行（以下「当行」という。）が発行する SBJトラベル K デビット（以下、「本カード」といいます）による SBJトラベル K デビット取引（次条に定めます。）および付随して発生する取引（以下、総称して「本サービス」といいます）について適用されることを確認のうえ、本サービスを利用するものとします。当行は、お客さまが本サービスの利用申込にあたり、本規定の各条項のほか、当行が別途定める各種約款等を確認し、同意したものとして取扱います。

## 第2条 定義

本規定における用語の定義は、次の各号に定める通りとします。

(1)「会員」とは、本サービスの利用を申込み、当行が本サービスの利用を承諾したお客さまをいいます。

(2)「加盟店等」とは、新韓カード、新韓カードの加盟店店舗および本サービスをご利用いただける現金自動入出金機（以下、「ATM」といいます）・キャッシュディスペンサー（以下、「CD」といいます）を統括する新韓銀行をいいます。

(3)「売買取引等」とは、会員が加盟店等において商品を購入すること、または役務の提供を受けること等（海外の ATM・CD での現地通貨等での引出）をいいます。

(4)「SBJトラベル K デビット取引」とは、会員と加盟店等との売買取引等に伴い、会員に発生する債務（以下、「売買取引等債務」といいます）に相当する金額を、当行が会員からの売買取引等債務の弁済の委託がなされたものとみなし、当行が指定する請求通貨で会員が当行に保有する SBJトラベル K デビット専用ウォン普通預金口座（以下、「専用ウォン預金口座」といいます）から売買取引等債務相当額と各種手数料を合計した金額（以下、「売買取引等債務相当額等」といいます）を引落し、当該売買取引等債務相当額等の金額によって当行から新韓カードを通じて弁済する取引をいいます。

(5)「SBJトラベル K デビット」とは、本サービスを行う機能が搭載されたカード名称および商品・サービスの総称をいいます。

(6)「SBJトラベル K デビット暗証番号」とは、会員が本サービスの利用のためあらかじめ設定した 4 ケタの暗証番号をいいます。SBJトラベル K デビット暗証番号は、加盟店等において、本サービスを利用する際に必要となる場合があります。

## 第3条 利用時間

1. 当行における本カードの利用時間は、全日 23:50～翌 00:05 の除く時間帯です。

2. 加盟店等における本カードの利用時間は、加盟店等の定める時間帯とします。

3. 当行または加盟店等のシステムメンテナンス等により、本サービスを利用できない時間帯があります。

## 第4条 本カードおよび SBJトラベル K デビット暗証番号の管理

1. 本カードの所有権は当行に属し、会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを管理するものとします。本カードは他人に使用されないよう厳重に管理し、SBJトラベル K デビット暗証番号、カード番号、有効期限等（以下、あわせて「カード情報」といいます）は他人に知られないよう厳重に管理するものとします。SBJトラベル K デビット暗証番号は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理するものとします。会員は、本カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合、すみやかに当行に通知するものとします。

2. SBJトラベル K デビット暗証番号は、当行所定の方法により変更することができます。

3. 会員は、SBJトラベル K デビット暗証番号を失念した場合、当行に連絡のうえ、当行所定の手続を行ってください。

4. 会員は、本カードが手元に届いたら、すみやかにカード署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限ります）。

5. 本カードは会員本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡または担保に提供する等、本カードの占有を第三者に移転したり、本カードおよびカード情報を第三者に開示したり使用させたりすることはできません。

6. 当行から会員に対して本カード返還の要求があったときは、会員はすみやかにこれに応じるものとします。

## 第5条 本カードの有効期限

1. 本カードの有効期限は当行が定めるものとし、カードに記載した月の末日までとします。

2. 本カードの有効期限の 3 ヶ月前より、当行所定の方法にて、会員からの有効期限延長申請手続きを受付けます。当該手続きの受付後、当行が引き続き会員のカード利用を承認した場合、本カードの有効期限を延長します。この場合、当行はあらかじめ会員が届出している住所へ有効期限を更新した新カードを送付し、新カードに記載された月の末日が新たな有効期限となります。

3. 当行は、本カードの有効期限経過後であっても、加盟店等から利用または売上に関する通知を受けた場合、SBJトラベル K デビット取引による会員の専用ウォン預金口座からの引落および加盟店等への弁済を行うことができるものとします。なお、第 12 条に定める事由等により本サービスが解約された後の利用についても同様とします。

## 第6条 利用方法

1. 会員は、加盟店等において本カードを提示し、SBJトラベル K デビット取引に係る機能を備えた端末機（以下、「端末機」といいます）にカード情報を読み取らせ、所定の売上票に署名を行うことにより、売買取引等を行うことができます。なお、当行が適当と認めた加盟店等においては、売上票への署名に代えて、当該加盟店等に設置されている端末機に SBJトラベル K デビット暗証番号を入力する等、当行が適当と認める方法により売買取引等を行うことができます。ただし、端末機の故障等の場合、または別途当行が適当と認める方法を定めている場合、他の方法で売買取引等を行っていただくことがあります。

2. 売買取引等の利用金額または利用状況、購入商品および権利、提供を受ける役務の種類によっては、本サービスの利用について、その都度当行の承認が必要となります。この場合、会員は加盟店等が当行に対して本サービスの利用に関する照会を行うこと、当行が必要と判断する範囲においてかかる照会に対し回答することをあらかじめ同意するものとします。

3. 会員の本サービス利用状況、または会員の決済状況等から、当行が適当でないと判断した場合、当行は当該会員による本サービスの利用をお断りすることがあります。

4. 海外の ATM・CD による現地通貨の引出の目的は、外国為替及び外国貿易法、およびその関連法律上の許可または届出を要しない範囲の滞在費等に限ります。また、引出限度額は、当行または海外の ATM・CD がそれぞれ定めている限度額のうち小さい方の金額とします。

5. 当行が適当でないと判断した加盟店等では、本サービスの利用をお断りできるものとします。

6. 会員が加盟店等との合意によって売買取引等を取消す場合、もしくはその他の事由により、本サービスに伴い当行が会員の専用ウォン預金口座から引落した金額の全部または一部を会員に返却することができる当行が認めた場合、当行所定の手続および期間により会員の専用ウォン預金口座に返金するものとします。

## 第7条 取引明細

当行は、当行所定の期間、SBJトラベル K デビット取引に係る取引明細を電子データにて保存し、当該取引明細を当行所定の方法で会員の閲覧に供するものとします。

## 第8条 売買取引等の決済方法等

1. 会員が第 6 条に定める方法により、加盟店等と売買取引等を行った場合、会員から当行に対して売買取引等債務相当額等の専用ウォン預金口座からの引落の指示および当該引落による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、当行がこれを承諾する場合、加盟店等からの売買取引等に係る利用情報（以下、「利用情報」といいます）に基づき、即時に売買取引等債務相当額等を会員の専用ウォン預金口座から引落します（以下、この手続を「保留手続」、保留された売買取引等債務相当額等を「保留額」といいます）。なお、利用情報に基づく売買取引

等債務相当額等が預金残高を上回る場合、当行は保留手続を行わず、SBJトラベル K デビット取引は成立しないものとしますが、引落が不能なとき（専用ウォン預金口座残高が引落金額を下回る場合等）であって会員が希望する場合には、利用情報が当行に到着した時点での当行所定の為替レート（TTS）にて、不足金額を円換算した金額を会員の円預金口座から引落したうえでウォン貨に換し、会員の専用ウォン預金口座に入金した後、当該専用ウォン預金口座から引落します。

2. 加盟店等との通信事情等により利用情報の到着が遅れた場合、当行は当該利用情報の到着時点をもって保留手続を行うものとします。

3. 当行による保留手続の完了後、加盟店等から会員と加盟店等との間で成立した売買取引等に係る売上確定の通知（以下、「売上確定通知」といいます）が到着したときは、当行は当該売上確定通知に基づく売買取引等債務相当額等（以下、「確定支払額」といいます）を加盟店等へ支払います。当行は売上確定通知の到着時に保留額と確定支払額の照合を行い、保留額が確定支払額を上回っていた場合、確定支払額と保留額との差額相当分を当行所定の方法により会員の専用ウォン預金口座に返金します。また保留額が確定支払額を下回っていた場合、差額相当分を会員の専用ウォン預金口座から引落します。

4. 当行による保留手続の完了後、当行所定の期間経過後も加盟店等から売上確定通知が到着しないときは、保留額を専用ウォン預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定通知が到着した場合、当行は当該売上確定通知到着後、当行所定の手続を経て、会員の専用ウォン預金口座から確定支払額を引落し、加盟店等へ支払を行います。

5. 加盟店等との通信事情等により、加盟店等から利用情報が到着せず売上確定通知のみが到着した場合、当行は当該売上確定通知の到着後、当行所定の手続を経て会員の専用ウォン預金口座から確定支払額を引落し、加盟店等へ支払を行います。

6. 当行による保留手続の完了後、当行への売上確定通知到着前に会員が返品または解約等により売買取引等をキャンセルした場合、当行は加盟店等からの返品または解約等に係る利用情報（以下、「利用取消情報」といいます）に基づき、当行所定の手続を経て保留額を会員の専用ウォン預金口座に返金します。

7. 当行への売上確定通知到着後、会員が返品または解約等により売買取引等をキャンセルした場合、当行は加盟店等からの利用取消情報に基づき、当行所定の手続を経て保留額を会員の専用ウォン預金口座に返金します。その後、返品または解約等に係る売上確定通知（以下、「売上確定取消通知」といいます）が到着した時点で、利用取消情報に基づく返金額と売上確定取消通知に基づく返金額を照合し、差額が発生している場合は当行所定の手続を経て、当該差額相当分について、利用取消情報に基づく返金額が超過していたときには会員の専用ウォン預金口座から引落を行い、利用取消情報に基づく返金額が不足していたときには会員の専用ウォン預金口座へ追加返金します。利用取消情報の到着後、加盟店等から売上確定取消通知が当行所定の期間内に到着しない場合、当行は改めて会員の専用ウォン預金口座から確定支払額の引落を行います。ただし、その後加盟店等から売上確定取消通知が到着した場合、当該売上確定取消通知到着後、当行所定の手続を経て、会員の専用ウォン預金口座に返金します。

8. 会員は、海外の ATM・CD の利用に関して、ATM 設置機関所定の ATM 利用手数料を追加で負担するものとします。

9. 前各項に定める会員の専用ウォン預金口座からの引落手続において、会員の専用ウォン預金口座の残高が引落金額を下回っていた場合等の理由により引落ができない場合は、第 10 条第 1 項の定めによるものとします。

## 第9条 当行立替払い時の取扱

1. 保留額と確定支払額の差額または確定支払額を会員の専用ウォン預金口座から引落すことができない場合、当行は確定支払額を加盟店等へ立替払いしたうえで、保留額と確定支払額との差額または確定支払額を当行所定の方法により会員へ請求します。

2. 前項に基づき当行が立替払いを行った場合、会員は当該立替払いされた金額（以下、「立替金」といいます）について当行に債務を負い、これを直ちに弁済する義務を負うものとします。なお、立替金その他本サービス以外で会員が当行に負担する債務が複数存在する場合の弁済充当順位は、当行が任意に決定ができるものとします。

3. 第 1 項に基づく当行の立替金が外貨建の場合、会員が当行に対して負担する債務は、当行が定める時点における、当行所定の為替レート（TTS）により円貨に換算された金額とします。

4. 当行の立替金が発生した場合、会員から当行への立替金の弁済がなされるまで、当行は会員による本サービスの利用を停止します。

5. 立替金については、会員が当行に対して有する預金等の債権とその債権の期限の如何にかかわらず、あらかじめ会員に通知することなく、当行の判断によりいつでも相殺することができるものとします。なお、当行は相殺に伴う会員の不利益について何ら補償しないものとします。

## 第10条 利用限度額

1. 本サービスの利用に係る取引の上限額は、当行が別途定める金額を上限として当行所定の方法により会員に定めることができます（以下、「利用限度額」といいます）。

2. 当行は、次項に規定する場合を除き、利用限度額を超える本サービスの利用を受付けないものとし、加盟店等から利用限度額を超える利用情報の通知を受けた場合、第 6 条の定めにかかわらず、引落および弁済を行わない旨を加盟店等に通知するものとします。

3. 前項の定めにかかわらず、当行は加盟店等から保留手続が行われないまま、または保留額を超える売上確定通知を受けた場合、利用限度額を超える本サービスの利用を受付けることができるものとします。

4. 会員は、海外における売買取引等について、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等を遵守するものとし、これらの法令等を遵守するうえで当行が必要と判断した許可証、証明書その他の当行が指定する書類等を、当行の求めに応じ提出するものとします。また、当行の判断により、本サービスの利用制限または利用停止等をする場合があることに、会員はあらかじめ同意するものとします。

## 第11条 サービスの利用停止

1. 当行は、会員が本規定に違反したもしくはそのおそれがあるまたは、本サービスの利用状況等から本サービスの利用が適当でないと判断した場合等、その他当行が必要と判断した場合、会員に通知することなく直ちに会員の本サービスの利用について、一時的または無期限の停止措置（会員資格の取消を含みます。）ができるものとします。

2. 本サービスの利用停止等に伴い会員に発生した不利益・損害等については、当行は一切責任を負わないものとします。

## 第12条 解約

1. 会員は、当行所定の方法により本サービスを解約することができます。

ただし、利用制限または利用停止が行われている場合は、本サービスを解約することができないことがあります。

2. 会員による本サービスの解約後、加盟店から当該会員の売買取引等に係る売上確定通知を受けた場合、会員から当行に対し、当該売上確定通知に係る売買取引等における債務について弁済委託がなされたものとみなし、当行は、かかる弁済委託にしたがい、当該売上確定通知に示された確定支払額を加盟店等に支払うことにより、会員の債務を弁済します。この場合、本規定の各条項が適用され、会員は立替金について当行に債務を負い、これを弁済する義務を負うものとします。

## 第13条 サービスの終了

当行は、当行の都合により、いつでも本サービスの全部または一部を終了または一時停止することができるものとします。その場合、会員は本カードの有効期限にかかわらず、そのサービスの全部または一部が利用できなくなります。

## 第14条 本カードの再発行

1. 本カードの再発行は、当行所定の手続が必要です。本カードの再発行によりカード番号、有効期限等は変更となる場合があります。また、会員は SBJ トラベル K デビット暗証番号の再設定を行う必要があります。

2. 本カードの再発行にあたって、会員は当行所定の手数料を支払う必要があります。

第 15 条 謙渡、賃入等の禁止

本サービスにかかる会員契約上の地位その他一切の権利は、謙渡、賃入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第 16 条 カード紛失・盗難等による損害の補てん

1. 会員は、本カードの紛失、盗難、偽造、変造等もしくはカード情報の盗用(以下、「紛失・盗難等」といいます)により他人に本カードまたはカード情報を使用された場合にて、本カードまたはカード情報の使用に起因して生じる損害については、次の各号のすべてに該当する場合、第 10 条第 1 項に定める利用限度額を上限として、当行に対してその損害に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます)の補てんを請求することができます。

(1) 本カードの紛失・盗難等、身に覚えがない利用に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。

(2) 当行の調査に対し、会員より十分な説明が行われていること。

(3) 当行に対し、警察署(国外で被害にあった場合は、当該外国の機関)に盗難届等および旅券の写しを提出していることその他の盗難・紛失等にあったことが推測される事実を確認できるものと示していること。

2. 前項の請求がなされた場合、当行は第 10 条第 1 項に定める利用限度額を上限として、当行に通知が行われた日の 30 日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを会員が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降に発生した損害に相当する金額を補てんするものとします。ただし、当行への通知が、紛失・盗難等が行われた日から 60 日を経過する日後に行われた場合、補てんしません。

3. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合、当行はその損害を補てんしません。

(1) 当該紛失・盗難等により他人に本カードまたはカード情報を使用されたことについて、当行が善意かつ無過失でありかつ次のいずれかに該当する場合

〈1〉会員または法定代理人の故意または重大な過失があることを当行が証明した場合

〈2〉会員の家族または親族(同居の有無を問わない。)、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる、会員の関係者(以下、関係者等)によって行われた場合

〈3〉会員が、当行に対する被害状況の説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

〈4〉本カードが他人に謙渡、賃与または担保差入れされた間に不正使用された場合や紛失・盗難等が行われた場合

〈5〉本規定に違反している状況において紛失・盗難等が生じた場合

〈6〉会員が当行の請求する書類の提出を拒む、または提出した書類の内容が虚偽である場合

〈7〉当行が行う不正使用等の被害調査に協力しない場合

〈8〉紛失・盗難等による第三者の不正利用が会員の責めに帰すべき事由による個人情報の漏えいに起因する場合

〈9〉本カード利用の際、会員または法定代理人の故意または重大な過失により、届出の SBJ トラベル K デビット暗証番号が不正使用された場合

〈10〉通信販売等、非対面の取引における不正使用で商品・サービスの提供先、入金先等が会員または関係者等に該当する場合

〈11〉会員の申告内容が第 21 条に定める加盟店との紛議に該当する場合

〈2〉戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあつた場合。

4. 前々項にかかわらず、当該紛失・盗難等により他人に本カードまたはカード情報を使用されたことについて、当行が善意かつ無過失でありかつ次のいずれかに該当することを当行が証明した場合、当行は補てん対象額を減額して補てんする場合があります。

(1) 本カード利用の際、会員または法定代理人の過失により、届出の SBJ トラベル K デビット暗証番号が不正使用された場合

(2) 過去の被害発生から 1 年以内に同様手口の被害に遭う等、類似の被害が繰り返し発生している場合

(3) 当行が個別的・具体的に注意喚起していたにも関わらず、注意喚起された手口により騙されカードの不正被害が発生した場合

(4) 会員がカードおよびカード情報を第三者が容易に盗取できる環境において自己の管理下から離脱させた状態においておいたことで被害が発生した場合

(5) 酔酔などにより通常の注意義務を果たせなくなる状態において被害が発生した場合

5. 会員が本カードの紛失・盗難等により他人に本カードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、あるいは会員が加盟店等の入力ミス等により誤って専用ウォン預金口座から引落された金額の返金を求める場合、その他事由の如何を問わず、当行が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して証憑の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。

6. 当行が会員に対し、売買取引等に関し、専用ウォン預金口座から当行が引落した金額の返金を行なう場合、当行所定の手続をもって返金するものとします。

7. 補填金額は、専用ウォン預金口座に返金いたします。したがって、円ベースでの補填対象額は異なる場合がございます。

8. 前項までにかかわらず、第 19 条に定める附帯機能の利用に対する補てんはいたしません。

第 17 条 免責

1. 当行は、当行の責めに帰すべき事由により、会員のウォン専用預金口座から誤って引落を行い、あるいは二重に引落を行った場合等であっても、当行は誤って引落した金額相当額を預金口座に返金すれば足りるものとし、事由の如何を問わず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責めも負わないものとします。

2. 前項のほか、当行が、本規定に定める本サービスの提供に關し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常生すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わず、また、特別の事情に基づく損害については、通常損害および特別損害を含め、何らの責任も負わないものとします。

第 18 条 個人情報の開示

1. 会員は、売買取引等において購入した商品、本サービスその他の取引内容およびそれに付随する情報ならびに会員の個人情報およびカード情報が、加盟店等、加盟店契約会社等、保険会社および当行間ににおいて、売買取引等の特定と内容確認等の目的で開示されることをあらかじめ同意するものとします。

2. 当行は、業務目的遂行のため、業務の全部または一部を業務委託することができます。その場合、会員の個人情報を当該業務委託先に預けることがあります。当該委託先は、委託を受けた業務遂行に必要な範囲で会員の個人情報を利用します。

第 19 条 附帯機能

1. 本カードには、韓国における交通系 IC カード機能が附帯されています。

2. 本条記載の附帯機能については、韓国国内でのみ利用いただけます。

3. 本カードから当該 IC カードへのチャージ機能は提供しておりません。本機能をご利用の際は、韓国内の新韓銀行の ATM・コンビニなどにて必要金額をチャージの上、ご利用ください。

4. カード紛失時や時期不良により本条記載の附帯機能が利用できない場合においても、当行にて責任は負いかねます。また、当行では、本条記載の附帯機能に対するお問い合わせはお受付できません。お問い合わせは発行元の株式会社韓国スマートカードまでご連絡ください。

第 20 条 特典等

1. 当行は、会員に対し、本サービスの利用に対する対価として、本サービスの利用状況に応じた特典等(キャッシュバック、ポイント付与等を含みますがこれらに限りません。以下「特典等」といいます。)を提供することができます。特典等に関する具体的な事項・条件は当行の定めるところにより、別途、当行のウェブサイト、その他当行所定の場所に掲示します。

2. 会員が本サービスを解約した場合、または当行が本サービスの全部もしくは一部を終了した場合、当該各時点において提供済であって特典等の権利行使が未済であるものまたは提供予定の特典等は消滅するものとします。

3. 返品または解約等による売買取引等のキャンセルその他理由の如何を問わず、当行が会員に対し、SBJ トラベル K デビット取引に基づく保留額または確定支払額を返金した場合において、当該 SBJ トラベル K デビット取引に關する会員への特典等が提供済である場合、当該会員は、保留額または確定支払額の返金後直ちに、当該特典等の返金または返還(以下「返還等」といいます)を行うものとします。

4. 会員が本規定その他当行が別途定める各種約款等に違反したもしくはそのおそれがある場合、または会員の本サービス利用が制限もしくは停止された場合、当行は、いつでも当行の判断により、当該会員に提供済の特典等の返還等を求めることができるものとします。この場合、当該会員はすみやかに返還等に応じるものとします。

5. 前二項の返還方法は当行の裁量により決定できるものとします。前二項に基づき、会員が当行に対し金銭の返還債務を負う場合、当行は、当該返還債務と会員が当行に対して有する預金等の債権とを、あらかじめ会員に通知することなく、当行の判断によりいつでも対当額にて相殺することができるものとします。

第 21 条 紛議について

本サービスについて紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。当行は、売買取引等に関して一切責任を負わず、またその内容について調査等を行う責任も負いません。会員は、売買取引等に関して疑義その他の問題が生じた場合、加盟店等との間でこれを協議、解決するものとします。

第 22 条 約款の準用

本サービスに關し、本規定に定めのない事項については、当行の他の約款の定めを準用します。他の約款と本規定で重複して定められた内容の解釈については、本規定が優先するものとします。

第 23 条 約款の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更是、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上



2026 年 1 月 19 日現在